

# 発信者情報開示

## 1. 発信者情報開示請求とは

インターネットにおいて、電子掲示板やブログに加えてSNSも多用されるようになり、これらに一定の記事・発言等が投稿された結果、名誉・信用毀損や著作権侵害等の権利侵害が多くみられるようになりました。

このような権利侵害があった場合、投稿者に対して損害賠償請求等するためには、投稿者の氏名や住所等に係る情報を入手する必要があり、プロバイダ等に対し、発信者情報開示請求を行います。

発信者情報開示請求の要件及び裁判手続等については、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）に定めがあります。

## 2. 令和3年の法改正

プロバイダ責任制限法等は、SNS等における権利侵害があったものの侵害時の情報が保存・記録されていない場合や、コンテンツプロバイダと経由プロバイダそれぞれに対して2回裁判手続を要する場合について、被害者の救済に資するように改正されました。

（右図参照 総務省ウェブサイト

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律を改正する法律（令和3年法律第27号）の「概要」

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/d\\_syohi/ihoyugai.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html)

### プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律(概要) (令和4年10月1日施行予定)

インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るために、発信者情報開示について新たな裁判手続（非訟手続※）を創設するなどの制度的見直しを行う。

※訴訟以外の裁判手続。訴訟手続に比べて手續が簡易であるため、事件の迅速処理が可能とされる。

#### 1. 新たな裁判手続の創設

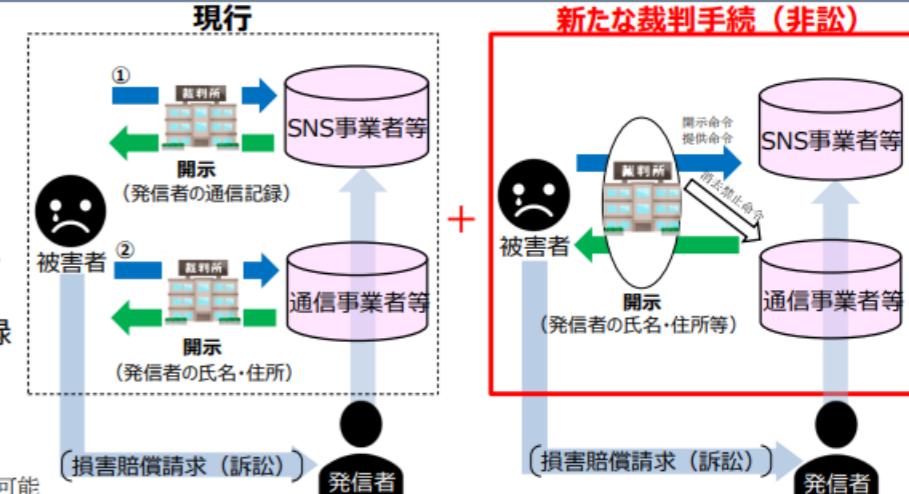
現行の手続では発信者の特定のため、2回の裁判手続※を経ることが一般的に必要。

※SNS事業者等からの開示と通信事業者等からの開示

##### 【改正事項】

- ・発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする「新たな裁判手続」（非訟手続）を創設する。
- ・裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記録の保全に資するため、提供命令及び消去禁止命令※を設ける。※侵害投稿通信等に係るログの保全を命令
- ・裁判管轄など裁判手続に必要となる事項を定める。

※新たな非訟手続では米国企業に対してEMS等で申立書の送付が可能

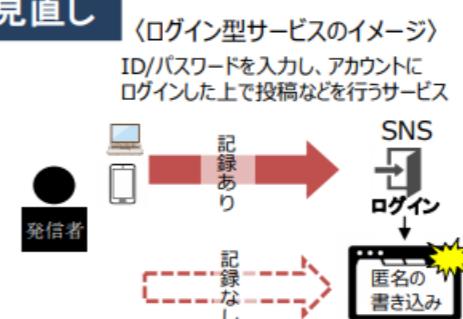


#### 2. 開示請求を行うことができる範囲の見直し

SNSなどのログイン型サービス等において、投稿時の通信記録が保存されない場合には、発信者の特定をするためにログイン時の情報の開示が必要。

##### 【改正事項】

- ・発信者の特定に必要な場合には、ログイン時の情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等について改正を行う。



#### 3. その他

##### 【改正事項】

- ・開示請求を受けた事業者が発信者に対して行う意見照会※において、発信者が開示に応じない場合は、「その理由」も併せて照会する。  
※新たな裁判手続及び現行手続（訴訟手続及び任意開示）の場合

(公布日：令和3年4月28日)

# 発信者情報開示

## 3. 発信者情報開示請求の要件

### (1) 開示の対象

氏名、住所等のプロバイダ責任制限法及び同法施行規則に限定列挙された情報が、発信者情報として、開示の対象となります。

特定発信者情報は、令和3年改正により創設された概念であって、SNSへのログイン時等の通信に係る情報の開示を認めるものです。具体的には、特定発信者情報として、侵害情報の送信に係る情報のみならず、SNS等の、①アカウント作成の際の通信、②アカウントへのログインの際の通信、③アカウントからのログアウト時の通信、④アカウント削除時の通信に係る情報も、一定の要件を満たす場合には、開示の対象となる旨規定されました。

### (2) その他の要件

特定発信者情報以外の発信者情報の開示請求は、①「権利が侵害されたことが明らかであるとき」との要件と、②「発信者情報の開

示を受けるべき正当な理由があるとき」の要件を満たせば認められます。

特定発信者情報の開示請求が認められるためには、上記①及び②に加えて、特定発信者情報の開示を要することについての補充的な要件を満たすことが必要です。

## 4. 裁判外における請求

発信者情報開示請求は、裁判外において行うことができます。この場合、プロバイダ等は、原則として、発信者の意見を聞くこととされています。

プロバイダ等は、発信者の意見に拘束されませんが、総務省ウェブサイトのQ & Aにおいて、プロバイダ等は、意見聴取に対して提出された発信者の意見を可能な限り尊重し、裁判外又は裁判上の開示請求に対応することが求められると記載されています。

このため、発信者の意見を尊重したプロバイダ等が、裁判外における発信者情報開示請求を拒むことが少なくありません。

## 5. 裁判手続による請求

裁判外において、発信者情報の開示が認められない場合等には、裁判手続によることとなります。発信者情報開始請求は、以前からも裁判手続を利用して行うことができましたが、令和3年改正により、プロバイダ責任制限法に非訟手続の規定が設けられました。その中で、新たに提供命令及び消去禁止命令の制度が設けられ、コンテンツプロバイダと経由プロバイダの双方に対して裁判手続を行う必要がある場合に、従来よりも、一体的な手続として扱うことが可能となりました。



文責

渡辺 光 弁護士  
[a\_watanabe☆nakapat.gr.jp]

] 注) メールアドレスは、☆を@に読み替えてください

## 6. インターネット上の権利侵害の被害者を迅速かつ的確にサポート

迅速かつ的確に対応すれば、SNS等による権利侵害等に対する救済を図ることができます。これまでの実績を活かして、インターネット上の権利侵害の被害者をサポートします。

Nakamura  
&  
Partners

西村 英和 弁護士  
[h\_nishimura☆nakapat.gr.jp]